

奄美信用組合インターネットバンキングハードウェアトークン利用規約

第1条（総則）

奄美信用組合インターネットバンキング契約者（以下「甲」という）は、奄美信用組合インターネットバンキングハードウェアトークン（以下「ハードウェアトークン」という）の利用に関して、奄美信用組合インターネットバンキングハードウェアトークン利用規約（以下「本規約」という）に従うことを承認し、これを遵守するものとします。

第2条（利用目的）

甲は、ハードウェアトークンを使用することにより、奄美信用組合インターネットバンキングの不正利用を防止することを目的とします。

第3条（利用料）

1. 甲は、ハードウェアトークンの新規または追加で申込み際は、利用料1,000円（消費税別）を支払うものとします。
2. 甲は、ハードウェアトークンを紛失した際は、再発行に伴う費用として1,000円（消費税別）を支払うものとします。
3. 甲は、インターネットバンキング解約の際はハードウェアトークンを当組合に返還するものとします。

第4条（利用および保管に関する義務）

1. 甲は、善良なる管理者の注意をもって、ハードウェアトークンの利用および保管をするものとします。
2. 甲は、ハードウェアトークンに故障が発生した場合は、速やかに当組合に連絡するものとします。

第5条（規約の改定および承認）

1. 当組合は、本規約をいつでも改定することができるものとします。
2. 当組合は、本規約を改定する場合には、改定した新規約変更内容を当組合が適切と判断する方法により甲に通知、告知または公表（当組合ホームページにおける変更内容の掲載、その他合理的方法による。）するものとし、甲がその送付を受けた後にハードウェアトークンを利用した場合には、新規約を承認したものとみなします。

第6条（協議事項）

甲と当組合で、本規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当組合間で協議のうえ、解決するものとします。